

2025年6月
有権者各位

一般社団法人日本教育学会役員（会長・理事）選挙について

一般社団法人日本教育学会選挙管理委員会

役員改選にあたり、次の要領で会長・理事の選挙を行います。今回の選挙はオンライン投票のみで行いますので、熟読のうえ、もれなく投票くださいますよう、お願ひいたします。

I 選挙・被選挙権者

- 選挙権者は、2025年4月1日までに2024年度会費を納入した会員とする。ただし、被選挙権者は上記の選挙権者のうち、満70歳（2025年4月1日現在）以下の会員とする。また、ひきつづき3期にわたって会長に就任した会員は会長の被選挙権を有しない。さらに、ひきつづき4期にわたって学会理事に就任した会員は、学会理事の被選挙権を有しない。
- 海外在住者は、会長および全国区理事の選挙・被選挙権者とする。

II 選挙管理

選挙管理は、選挙管理委員会が行う。

III 投票期間

2025年7月1日（火）0:00～7月16日（水）23:59

IV 選挙要領

- 会長、全国区理事、地方区理事の選挙を同時に行う。

- 会長、全国区理事、地方区理事の複数に当選した場合の優先順位は、会長、全国区理事、地方区理事とする。

3. 定数

会長 1名

全国区理事 12名：所属区にかかわらず、選出する。

地方区理事 37名：当該地区に所属する会員から選出する。所属地区は、
2025年5月9日現在で確定した有権者名簿による。

4. 連記数

会長、全国区理事、地方区理事とも各々の定数とする（一般社団法人日本教育学会役員選挙規程第14条）。

5. 地方区の区分および理事定数は別表の通りとする。

V 法人理事について

法人理事は、全国区選出の学会理事、および会長指名による3名の学会理事によって構成される（一般社団法人日本教育学会運営規程第17条）。

VI オンライン投票上の注意

「日本教育学会役員選挙オンライン投票システム マニュアル (https://www.jera.jp/wp-content/uploads/2025/06/2025JERA_Online_vote_manual.pdf) を参照の上、3種類の選挙それぞれに投票する。

別表 地方区の区分と理事定数

地方区	都道府県	有権者数	理事定数
北海道	北海道	106	2
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	114	2
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・新潟・山梨	470	7
東京	東京	685	9
中部	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	318	4
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	471	7
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	193	3
九州・沖縄	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	183	3
海外・不明		8	0
合 計		2547	37

VII 選挙に関する問い合わせ先

日本教育学会事務局 気付 選挙管理委員会

住 所 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-15-2 クレアール神田102

電 話 03-3253-6630

F A X 03-3254-0477

E-MAIL jimu@jera.jp